

ID: 1905

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	敷地権利変換計画の認可及び変更認可		
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (敷地権利変換計画の決定及び認可) 第190条 組合は、第173条第1項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者がいるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び法第196条の規定による。 (認可の基準) 第196条 都道府県知事等は、第190条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 敷地分割決議の内容に適合していること。 (3) 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。 (4) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日